

自動工具交換用7/24テーパー主軸端—第2部：J形及びJF形主軸端の形状・寸法	B6340—2
光アイソレーター第1部：通則	C5932—1
可変速駆動システム（PDS）—第5—2部：安全要求事項—機能安全	C61800—5—2
無人航空機—用語	W0141
市場・世論・社会調査及びインサイト・データ分析—用語及びサービス要求事項	Y20252
超音波探傷によるライニング材の剝離検出試験方法及び評価方法	Z2357
レーザー照射処理面の除せい（錆）度測定方法	Z2358
改正された日本産業規格 （日本産業標準調査会審議分）	
光伝送用受動部品通則	C5900
温度ヒューズ—要求事項及び適用の指針	C6691
住宅用分電盤	C8328
ぶりき及びぶりき原板	G3303
ティンフリースチール	G3315
粗銅地金—サンプリング方法及び水分測定方法	M8102
まほうびん	S2006
直結型及び分離型カートリッジガスこんろ	S2152
家庭用浄水器試験方法	S3201
粒子径測定結果の表現—第2部：粒子径分布からの平均粒子径及びモーメントの計算 （内容省略）	Z8819—2
備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ（ https://www.jisc.go.jp ）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。	
令和元年10月21日に下記の日本産業規格を廃止したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。 令和元年10月21日	経済産業大臣 菅原 一秀
廃止された日本産業規格 （日本産業標準調査会審議分）	
マシニングセンター主軸端の形状・寸法	B6340
光アイソレータ通則	C5932
令和元年10月21日に下記の日本産業規格を制定したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。 令和元年10月21日	国土交通大臣 赤羽 一嘉
制定された日本産業規格 （日本産業標準調査会審議分）	
アルミニウム合金製風雨密小形ハッチ （内容省略）	F2338
備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ（ http://www.jisc.go.jp ）において閲覧に供する。また、国土交通省海事局船舶産業課においても閲覧に供する。	

通 達

海事補佐人の登録、登録抹消
 海事補佐人の登録及び登録抹消を次のとおりしたから、海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第三十条の規定により公示する。
 令和元年十月二十一日
 海難審判所長 前久保勝己

登録			
登録番号	氏名	登録年月日	
二五〇五	松井 良雄	一・七・八	
二五〇六	小西 裕太	〃・〃・一〇	
二五〇七	中村 清	〃・九・九	
登録抹消			
登録番号	氏名	抹消年月日	
一七六四	津金 正典	一・九・一四	抹消事由
一〇四五	岡野 良治	〃・〃・〃	申請

次 動

最低賃金の改正決定に関する公示
 兵庫労働局最低賃金公示第5号
 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、兵庫県は、雇用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第7号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
 令和元年10月21日
 兵庫労働局長 畑中 啓良

第4号中「1時間921円」を「1時間942円」に改める。

附 則

この決定は、令和元年12月1日から効力を生ずる。

公 聴 会

植物防疫法施行規則の改正等に関する公聴会の開催に関する公示
 植物防疫法（昭和25年法律第151号）第6条第6項及び第11条第2項において準用する同法第5条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり公聴会を開催することを決定したので、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第1条第1項の規定に基づき、公示する。
 令和元年10月21日
 農林水産大臣 江藤 拓

1 日時	令和元年11月8日午後2時から
2 場所	東京都千代田区九段南2丁目1番5号 農林水産省三番町共用会議室

- 3 意見を聴こうとする事項
 - (1) 規則第5条の3の検査証明書又はその写しの添付を要しない植物に、新たな植物を追加することについて
 - (2) 輸入植物検疫規程（昭和25年農林省告示第206号）別表第3に掲げる消毒方法の基準に、新たな基準を追加することについて
- 4 議長 農林水産省消費・安全局植物防疫課長（同課長が出席できないときは、同課防疫対策室長）
- 5 意見公述の手續 意見を述べようとする者は、次の事項を記載した農林水産大臣宛ての文書を令和元年11月6日までに、農林水産省消費・安全局植物防疫課（郵便番号100—8950東京都千代田区霞が関1丁目2番1号）に提出すること。
 - (1) 氏名及び住所
 - (2) 意見を聴こうとする事項に対する意見及びその理由の概要
- 6 留意事項
 - (1) 議長は、5の意見公述の手續を執った者（以下「公述申込者」という。）が多数となり、その全員の意見を聴くことが困難であると認められる場合には、できるだけ多くの種類の意見を聴くことができるよう、公述申込者のうちから、同種の内容の意見を述べようとする者を代表するものとして公述人を選定することがある。
 - (2) 議長は、公聴会の進行上必要であると認められる場合には、公述人の公述時間を制限することがある。
 - (3) 議長は、次の場合には、公述を中止させることがある。
 - イ 公述人が議長の指示した時間を超えて公述を続けた場合
 - ロ 公述人が意見を聴こうとする事項の範囲を超えて発言をした場合
 - ハ 公述人が5(2)の内容と異なる内容を公述した場合
 - (4) 傍聴人が多数となり、全員が公聴会の場所に入場することが困難な場合には、議長が別に定める場所において、音声機器等により公聴会を傍聴させることがある。
 - (5) 議長は、議長の指示に従わず、公聴会の進行を著しく妨げる行為を行った者を退去させることがある。
 - (6) 議長は、(1)から(5)までのほか、公聴会の円滑な進行を図るために必要な措置を講ずることがある。